

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 NPO法人ピースデポ

223 - 0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL:http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 製作責任者 田巻一彦 郵便振替口座 00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 横浜銀行 日吉支店 普通1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

英ブラウン首相 「核兵器の終焉」を 呼びかける

インドで演説 自国の核軍縮に言及せず

英国のゴードン・ブラウン首相は、1月21日、インドとイギリスの産業界の主要メンバーを前にしたデリー商工会議所での演説において、核兵器の無い世界をめざし、米国とロシアが保有核兵器を削減するよう呼びかけた。この演説は主には経済・環境などを総括的に述べたもので、核問題には一部で触れただけであるが、核不拡散条約（以下、NPT）上での5つの核兵器国の一国のトップが、2010年のNPT再検討会議に向け、核兵器の廃棄に向けた姿勢を明確に示した意味は大きい。

核軍拡競争の時代は終わった

演説の中で、核兵器問題に言及した部分の抜粋訳を2ページに示す。

ブラウン首相は、核兵器によって引き起こされる世界の平和への脅威を強調し、次のように述べた。非国家主体によるテロリズムの高まり、大量殺戮による民間人への脅威、復興支援による平和定着の必要性が高まる一方、世界が大量破壊兵器の拡散に対処するための備えを持ってない現実の中で、核兵器の存在は極めて深刻な脅威となっている。イランと北朝鮮からの重大な挑戦に直面している現在においては、もはや核備蓄の数と量を競う時代ではなく、米国とロシアが核弾頭の備蓄をさらに削減するべき時である。また、核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）と包括的核実験禁止条約（CTBT）の行き詰まりを緊急に打開する必要がある。

英国自身の取り組みについて、ブラウン首相は「検証可能な核弾頭の廃棄のための要件を決定するのを助けるために、専門知識を使用する準備がある」とし、2010年のNPT再検討会議へ向け、核兵器保有国の軍縮を加速させ、究

極的に核兵器のない世界を達成するための国際キャンペーンの先頭に立つと明言した。

核兵器国の誓約違反

しかし、ブラウン首相は自らが保有する核兵器の削減

今号の内容

注目集める英首相発言

<資料> ブラウン発言抜粋訳

NATO軍人の危険な論文

コロンビアがCTBT批准

<検証> 日本のミサイル防衛

連載:デンマークの教訓 第5回

【連載】いま語る 19 李 泳采(イ・ヨンチェ)さん
(大学教員)

総会準備のため3月1日号は休みます。次号は3月15日合併号です。

ゴードン・ブラウン英首相の
デリー商工会議所での演説(抜粋)
2008年1月21日

(前略)

今、世界は、必要であるにもかかわらず、大量破壊兵器の拡散に対応するために適切な備えを持っていない。私たちは、非国家主体によるテロの高まり、戦闘や大量殺戮による民間人への脅威、また復興支援による平和定着の必要性、を見てきた。それで、紛争を予防し、安定化させ、あまりにも頻繁に見てきたもの、つまり崩壊した、あるいは崩壊しつつある国家の再建を実現するために、新しく野心的な課題を設定すべき時である。また、イランと北朝鮮からの重大な試練に直面して、私たちは、備蓄核兵器の数と量を競う競争は終わったという強力な信号を国際社会のすべてのメンバーに向けて送らなければならない。残っ

ている米国-ロシアの軍備協定の期限切れ、両国の大きな核備蓄の存続、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)および包括的核実験禁止条約(CTBT)の行き詰まりなどは、すべて対処されなければならない。

そして、今日ここに、イギリスは、核弾頭の検証可能な廃棄のための要件を決定するのを助けるために、我が国の専門知識を使用する準備があることを私は表明する。そして、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議へ向かうにあたり、私たちは、核兵器保有国の軍縮を加速させ、新しい国への拡散を阻止し、核兵器のない世界を究極的に達成するための国際キャンペーンの最先頭に立つことを約束する。

世界中で、私たちは、既にエネルギー供給源としての原子力への新たな関心を見いだしており、そして、民生原子力への関

心の増加は、軍事目的の拡散の危険の増加をもたらしている。したがって、私たちは、非核兵器国が、ウラン濃縮契約を含め、必要とする新たなエネルギー源を入手するのを援助するための国際原子力機関(IAEA)主導の新たな国際システムに早期に合意するよう努めたい。私たちが非核兵器国に対して考えているこの申し出は、彼らが最も高い拡散防止基準を堅く守る場合のみ、その引き替えに行われるものである。大量破壊兵器の脅威と拡散の問題は、通常兵器が継続して拡散していることによって複雑になっており、我々は毎分1人が小火器によって殺されているのを知っている。したがってイギリスは、世界規模の武器貿易条約を達成するためにも国際的に活動するつもりである。(後略)

(訳:ピースデポ)

については一切言及しなかった。英政府は、07年3月にトライデント・システムの更新を決めたばかりであり、この方針が見直される兆しはない。この政策は、NPT第6条と、2000年のNPT再検討会議で確認された「保有核兵器の廃棄に関する明確な約束」に明白に違反するものである。

言うまでもなく、「明確な約束」に違反している核兵器国は英国だけではない。

2005年のNPT再検討会議では、米国が「明確な約束」を反故にしようとする流れの先頭に立ち、核兵器廃絶への具体的な道筋は何ら決まることなく終わってしまった。CTBTも米国などの非協力で行き詰まったままである。一方では、米国のミサイル防衛計画を契機に、むしろ新たな核軍拡が始まっているとさえ言える状況である。

フランスも、サルコジ大統領が、核抑止力は絶対に必要であり続けるとの信念を表明し、「兵器システムの政治的及び技術的信頼性強化」を明言している¹。ブラウン首相がインドを訪問した数日後、サルコジ大統領は、同じ地を訪れているが、その目的は核技術を売り込むことにあった。仏政府は、アルジェリア、エジプト、モロッコ、リビア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦などに、ブラウン首相のいづれ軍事目的のための拡散が増加する危険を伴う核技術を広めようとしている²。

警戒と期待

核廃絶は国際社会が一致して立ち向かうべき緊急の課題であるという信念は、06年11月のアナン国連事務総長(当時)の演説³やキッシンジャーら米政府の元高官が2度にわたって発したアピール⁴によって、広く国際社会に認識されることとなった。他ならぬ英国のベケット外相(当時)も、07年6月、アナンやキッシンジャーらの提起を賞賛しつつ、英国は核抑止力を当面維持するが核廃絶への信念は放棄しないとして、条件さえ整えば、将来、保有核兵器を廃絶する可能性もあるとの見解を示した⁵。

加えて英国内の核兵器廃絶を求める強力な世論の存在も見逃せない。ファスレーン海軍基地では市民による36

5日間にわたる非暴力封鎖行動「ファスレーン365」が続けられた。07年5月、核兵器配備基地を抱えるスコットランドの議会選挙で、非核スコットランドを主張するスコットランド国民党が多数派となり、6月には議会がトライデント更新反対を決議した⁶。

ブラウン首相の演説がこれらの動きに大きな影響を受けていることは間違いない。

2月5日、デス・ブラウン英国防相は、ジュネーブ軍縮会議(CD)で行った演説⁷で、1月のブラウン演説を踏まえて、検証問題に取り組むための具体的提案を行った。国防相は、「核兵器の完全軍縮のための条件創出のための責任を全うしよう」と真剣に思うならば、私たちはいま、軍縮に関する、核兵器国間のより深い技術的な関係の構築に着手しなければならない」として次のように提案した。「英国は、2010年のNPT再検討会議の前に、5核兵器国の核研究所による核軍縮の検証に関する技術会議を主催したいと考えている。この会議は5か国相互の信頼醸成、すなわち困難な技術的問題のいくつかを解決するためにの共同した取組みを強化することを可能にするであろう。」

英国政府は以前から検証問題への取り組みを宣伝してきた。一方ではトライデント更新に固執しつつ、検証可能な核軍縮への技術的貢献を熱心に主張する英国政府のこの姿勢が、時間稼ぎ以上のものであるかどうか、警戒と期待をもって今後の動向を注視してゆく必要がある。(湯浅一郎)

注:

- 1 本誌第283・4号(07年7月15日)
- 2 「デイリー・ニュース&アナリシス」08年1月26日。
- 3 イアブック「核軍縮・平和2007」(ピースデポ刊)に抄記。
- 4 本誌第273号(07年2月1日)及び第297号(08年2月1日)。
- 5 本誌第285号(2007年8月1日)。
- 6 本誌第292号(2007年11月15日)。
- 7 リーディング・クリティカル・ウィル、CDレポート2008。
www.reachingcriticalwill.org/political/cd/speeches08/1session/Feb5UKD

NATO 5か国の 元軍指導者、 「先制核攻撃論」 を主張

「核兵器のない世界」の実現可能性は皆無であり、核兵器の先制使用オプションは必要不可欠である。北大西洋条約機構(NATO)の核兵器政策をめぐる、核兵器廃絶に向けたビジョンと行動を訴えたキッシンジャーらの論説(本誌前号)と極めて対照的な内容を含む政策提言文書が発表された。1月10日に、米シンクタンク 戦略・国際問題研究センター(CSIS)から出された軍人トップらの報告書「不確定な世界に対する全体戦略に向けて 大西洋横断パートナーシップを一新する」である²。

150ページにわたる報告書は、テロや大量破壊兵器の拡散といった脅威に対処すべく、NATOは包括的な改革を行う必要があると訴えるものである。英紙「ガーディアン」(1月22日)によれば、報告書は米国防総省及びバーク・デ・ホープ・スケッフエルNATO事務総長に提出され、次回NATOサミット(4月2日～4日、ブカレスト)での議論に付される見通しという³。

この報告書が注目された理由のひとつはその執筆陣の顔ぶれである。米、英、仏、独、オランダの各軍のトップを務めた経験を持つ、以下の5名の元軍事指導者が名前を連ねた。

クラウス・ナウマン陸軍大将(退役)元ドイツ参謀長、元NATO軍事委員会議長)

ジョン・シャルカシユビリ陸軍大将(退役)元米統合参謀本部議長、元NATOヨーロッパ連合軍最高司令官)

インゲ卿陸軍元帥(元英国参謀長)

ジャック・ランクサッド陸軍大将(退役)元フランス参謀長、元大使)

ヘンク・バン・デン・ブレイメン陸軍大将(退役)元オランダ参謀長)

さらに、前述の「ガーディアン」紙は、この報告書がNATO諸国の現役の司令官や政策立案者との協議を経て作成されたと伝えている。今後のNATOの政策論議に一定の影響を持つ可能性は否定できない。

先制使用は「不可欠」

報告書の議論は、対テロ戦争を含む新しい戦争の時代の「全体戦略」を打ち立てていくなかで、核兵器の使用をも正当化しようというものである。そのなかで、核兵器の使用がもたらしうる惨禍は極めて軽視されている。

報告書は、戦争終結後の状況を念頭に、「バランス」と「被害制限」という2つの原則のもと、「利用可能なあらゆる力の手段の正確な使用」による勝利を達成すべく、核兵器による先制攻撃に関してもこれらの原則が適用できると断言した。

「真に実在する危険を回避するために、核兵器の先行使用(ファースト・ユース)は、大量破壊兵器の使用を阻止する究極の手段として選択肢の中にとっておかなければならない。一見これ

はバランスのとれないものに見えるかもしれない。しかし、それが防いだであろう被害を考慮すれば、十分バランスのとれたものとなる。核兵器は強大な破壊力を有しているが、被害制限の原則は変わらずに通用し、引き続き念頭に置かれるべきである。」

また、報告書は、現在の脅威に対処していくためには、冷戦時とは異なる「先手をうつ(プロアクティブ)」、抑止戦略が必要であるとし、先制・予防的手段が重要な要素であると主張した。

「核兵器のない世界の現実的な見通しが皆無である以上、核兵器及びそれを用いた先制使用のオプションは必要不可欠である。それどころか、さらなる拡散の危機は切迫しており、それに伴い、限定された範囲であるにせよ、核戦争が実行される危険性は現実のものと考えられる。こうした進展は予防しなければならぬ。したがって、現在の技術をもってすれば、核武装した敵による核兵器の使用を防ぐという核兵器の伝統的な役割を超えた選択肢を生み出すことが可能であることを念頭に置くべきである。」

核兵器使用をちらつかせることが、「敵の心にとまどいを生じさせる最も強力な手段」と断言する報告書の議論は、「核兵器が広く入手可能な現状においては、抑止はますます効果を失い、危険をますます増加させている」と主張したキッシンジャーらの論説の真逆を行くものである。

NATOのNPT違反

NATOは長年、核兵器の先行使用のオプションを維持し続けている。創設当初から、通常兵器戦力での圧倒的優勢を誇るソ連への対抗手段として核兵器による大規模な報復攻撃が想定されていた。1967年には「柔軟な対応」、すなわちNATOに対するあらゆる攻撃に対し核・非核の手段で柔軟かつ即応的に対処していく、という新たな政策が採択された。現在のNATO核兵器政策の基本概念を謳っている1999年の「同盟の戦略概念」⁴においても、核兵器が実際に使用される可能性は「極めてわずか」であるとしつつも、「柔軟な対応」政策は継承された。

中国を除く核兵器国は、「核兵器の先行不使用(ノー・ファースト・ユース)」を宣言していない。なかでも米国は、核兵器使用も含めたあらゆる先制攻撃を辞さない方針を繰り返し表明している⁵。これらが、「安全保障政策における核兵器の役割の低下」といったNPT第6条下の誓約への違反であることは言うまでもない。

そもそもNATO内の「ニュークリア・シェアリング(核分担)」自体が、NPT第1条(核兵器国による核兵器の委譲・製造支援を禁止)及び第2条(非核兵器国による核兵器の受領・製造を禁止)に違反する。現在、5つのNATO非核兵器国(ベルギー、独、伊、オランダ、トルコ)及び英国には計350発の米国の戦術核弾頭(B61)が配備されていると考えられる(本誌285号参照)。これらの核弾頭は、平時は米国の管理下に置かれ、有事には非核兵器国の直接使用に供される態勢がとられている。

来年、NATOは創立60周年の節目を迎える。NATO改革は、こうした核兵器政策の根本的見直しから始められなければならない。(中村桂子)

注

- 1 現在のNATO加盟国は、米・英・仏の核兵器国を含む26か国。
- 2 www.csis.org/media/isis/events/080110_grand_strategy.pdf に報告書の全文。
- 3 www.guardian.co.uk/nato/story/0,,2244782,00.html
- 4 www.nato.int/docu/pr/1999/p99-065e.htm
- 5 例えば、米「国家安全保障戦略(06年3月16日)」。該当部分は、『イアブック核軍縮・平和2006』に収録されている。

深まる米への戦略的従属 掘り崩される法の支配

07年12月17日のイージス艦「こんごう」によるミサイル迎撃成功、08年1月30日のPAC3システムの横須賀武山基地への搬入（入間、習志野につづく3か所目）日本のミサイル防衛（MD）システムの物質化が大きく進んでいる。それを特長づけているのは、止まるところを知らない米戦略への従属的統合と、既成事実による法治主義の破壊である。

<検証> 日本のミサイル防衛

「こんごう・迎撃成功」の意味

「こんごう」のミサイル迎撃実験（日本飛行実験ミッション1：JFTM-1）の経過は次のとおりである。「12月17日12時05分（ハワイ現地時間）頃、カウアイ島・パーキングサンズの太平洋ミサイル試射施設から標的の弾道ミサイルを発射、『こんごう』乗組員が標的を検知、追跡した。イージスシステムは発射管制手順を確立し、12時08分にスタンダード・ミサイル（SM3）ブロック Aが発射された。約3分後、スタンダード・ミサイルは、太平洋の約100マイル上空で標的の迎撃に成功した¹。これは米国以外の国の艦船による初の迎撃ミサイル発射実験であった。

江渡防衛副大臣は、現地での共同記者会見で次のように述べた。

「護衛艦『こんごう』が、検証され、運用可能となったイージス弾道ミサイル防衛システムとともに、我が国に帰国することにより、我が国は、地域において実在する、増大しつつある弾道ミサイルの脅威に対し、検証されたミッドコースでの対処能力を保有することになります²。

しかし、「検証されたミッドコースでの対処能力を保有」という宣言は、実証性を欠いた誇大宣伝である。少なくとも以下の情報が確認されない以上は、「対処能力」の実態は未知数である。

標的ミサイルの射程距離と迎撃時の「こんごう」の位置：これらは迎撃時の標的の飛行速度を決定する重要情報である。

ミサイルの検出・探知は「こんごう」が単独で行ったのか、同時に参加していた米艦からの情報提供はなかったのか。

標的ミサイルの発射時刻は事前に通告されたのか：実戦的対応能力の評価に重要な意味を持つ。米国イージス艦で最初に無通告の迎撃実験が行われたのは、2005年2月の7回目の飛行実験であった³。

破壊したのは分離後の再突入体（RV）なのか、分離前のミサイルなのか：いずれかによって標的のサイズは数倍異なり「迎撃成功」の意味も違うものになる。

標的から迎撃ミサイルのための誘導信号は発信されていなかったのか：初期の米軍の実験の多くでは誘導

コロンビアが CTBTを批准 発効要件国は残り9か国に

1月29日、コロンビアが包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准した。同国は、CTBT発効に批准が要求される4か国の「発効要件国」のひとつであり、これによって、残る「発効要件国」は、中国、北朝鮮、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、パキスタン、米国の9か国となった。このうち、署名・批准ともに未だ行っていないのは、インド、パキスタン、北朝鮮の3か国である。なお、現在の署名国・批准国の総数は、それぞれ178、144となった。

コロンビアの批准を受け、CTBT機関準備委員会のティボル・トート事務局長は、「（CTBT批准は）トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ地域非核兵器地帯条約）の精神に合致するものと述べた。事務局長は、ドミニカ共和国（07年9月4日に批准）、バハマ（07年11月20日に批准）、そして今回のコロンビアと、トラテロルコ条約締約国の

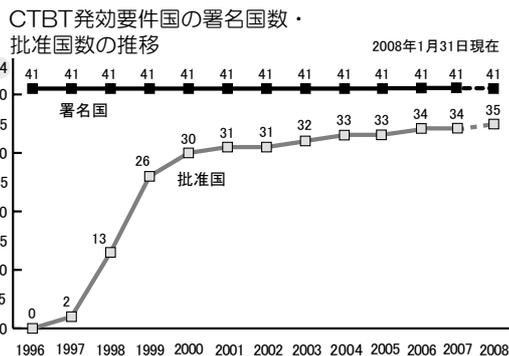
国々の批准が昨年来続いたことや、地帯内33か国のうち28か国で批准がすでに済んでいることに言及した¹。

日本の高村外相は1月31日、1月下旬にコロンビア政府のCTBT関係者を日本に招き、監視施設の査察や意見交換を行ったことに触れ、コロンビアの批准は「こうした我が国の粘り強い外交努力も反映された結果」との考えを示した²。（中村桂子）

注

1 pws.ctbto.org/press_centre/featured_articles/2008/2008_01_30_colombia_ratification.htm

2 www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/20/dkm_0131.html



日本のミサイル防衛関連部隊、施設、区域

☒: 在日米軍 ☒(米): 日米共同使用
無印: 自衛隊

◆自衛隊のPAC3で、()は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。
1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:
ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、
ICC(情報調整装置)1、アンテナマスト2



注
※06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動を分析した結果、ピースデボが存在を突き止めた。命名はピースデボによる。(詳細はピースデボHP参照)
※統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼働開始。

作成:ピースデボ

信号が使用された。
MDは迎撃ミサイル本体の性能と探知・追跡能力、要員の力量、「指揮、管制、戦闘管理及び通信(C2BMC)」などが統合されて機能するきわめて複雑なシステムである。米国におけるMDシステムの開発は、システムの作戦能力が実証されていなくても戦場に配備し、その上で開発を継続、性能を向上させるといふ「スパイラル」螺旋状なアプローチ」がとられてきた。間違いなく言えることは、今回の「迎撃成功」によって、日本が米国主導の「螺旋状のMD開発」に組み込まれたということである。
さらに注意が必要なのは、江渡副大臣の発言は、日本の「イージスMD」が、あたかも日本が自立的に運用しうる防衛システムであるかのような印象を日本国民に与えることである。「早期警戒・探知能力」を含めたC2BMCの中核を全面的に米国に握られている日本のシステムは、米国への戦略的従属の中でしか機能しえない。

日本のMD 計画、現状と問題点

2003年12月19日の「安全保障会議・閣議決定」によって日本はMDシステムの本格的導入に踏み込んだ。つづいて05年10月29日の米軍再編合意文書「日米同盟 未来への変革と再編」以下「10 29合意」において、MDは日米安保協力強化のための「不可欠の措置」として、既定方針化された。
ここでは、日本の現在のMD計画と進捗状況、問題点を概観する。上の図はこれらをまとめたものである。図には参考のために在日米軍のMD配備の現状も加えている。

- (1) 海上自衛隊・イージスMDシステム
弾道ミサイルを中間飛行段階(ミッドコース)で迎撃するために、2010年度までに4隻のイージス艦にスタンダードミサイル(SM3)を米国から輸入し、配備する。
こんごう(母港:佐世保・07年度:済)、ちょうかい(佐世保、08年度)、みょうこう(舞鶴、09年度)、きりしま(横須賀、10年度)
- (2) 航空自衛隊・PAC3システム
2010年度までに関東以東の4高射群と浜松の高射教導隊・第二術科学校に計16高射隊分のPAC3を配備する。最初の1高射隊(入間に配備済)は米国から輸入(ロッキード・マーチン社製)08年度分からは三菱重工によるライセンス生産となる。11 - 12年度に2高射隊分を予備として調達する計画である。これらは千歳、三沢に配備されるとの情報もある。
PAC3は、ターミナル(最終)段階での迎撃システムであり水平射程は半径20kmと狭い。従って、有事には防衛対象施設近くに移動展開する必要がある。都心防衛のための展開候補地として上げられているのは、新宿御苑、市ヶ谷防衛省、自衛隊練馬駐屯地、お台場公園、代々木公園などである。08年1月14日から15日にかけて、通信用アンテナを用いた実地調査が新宿御苑で行われた。防衛省は、発射装置を含めた本格的な移動展開訓練を近々に行う計画である。
- (3) 航空自衛隊FPSレーダー
警戒管制能力としては既存のバジューシステムの能力向上が図られる。そのためのセンサとして新開発のFPS-5レーダー4基が08年度から11年度にかけて次の航空自衛

隊基地に配備される:

下甕島(鹿兒島、08年度)佐渡(新潟、09年度)
大湊(青森、10年度)与座岳(沖縄、11年度)

加えて現存のFPS-3の改良型が08年度までに9基配備される。

しかし、これらの地上配備レーダーの能力には限界があり、早期警戒能力は米国の早期警戒衛星に依存せざるを得ない。

(4) 改良型SM3の日米共同開発

日米は、06年6月23日、99年以来行ってきた改良型SM3・ブロックの共同研究を「共同開発」に移行させる交換公文を締結した。開発計画の全体像は公開されていないが、「研究」段階から推定すれば、日本の担当分野は従来の4項目⁶であろう。日本が負担する開発費用は10億ドル(1100億円)とされている。

米ミサイル防衛庁(MDA)のオペリング長官は、改良型SM3は北朝鮮のテポドン2ミサイル(射程距離5500km)を迎撃可能であると話している⁷。

(5) 日米共同司令部機能

05年の「10 29合意」では、在日米軍司令部は、横田に日米共同統合調整所を設置し日本と共同使用し、

航空自衛隊は、航空総隊司令部及び関連部隊が、府中から横田に移駐することによってミサイル防衛の司令部組織間の連携を強化するとともに、共同統合運用調整所を通じてセンサ情報を共有するとされた。「ミサイル防衛の司令部組織間の連携」という表現からは、日米両国が各々統合司令部機能を構築し、それらを調整・連動させるという筋道が読み取れる。

これに関連して、大野防衛庁長官(当時)は05年7月14日の衆議院外交防衛委員会で「BMD統合任務部隊」を創設する予定であると述べた。しかし、平成19年版「防衛白書」は、「BMDシステムの運用については、例えば、空自航空総隊司令官を指揮官とした一元的な運用のあり方を含め、効果的な対処について検討を行うとともに、各種態勢を整えているところであると述べるにとどまっておき、任務部隊(司令部)創設は遅れているものと思われる。

一方、米軍側の司令部機能もまだ明かされていない。留意すべきは、在日米軍のMD、すなわち横須賀のイージス艦と車力(青森県)のXバンドレーダーは、「米本土防衛」の戦略任務のために配備されており、「戦略コマンド」に統合されているということである。

早期警戒情報を米国に頼らざるを得ない日本の「統合任務部隊」が、米国の統合司令部と同居して相互に「運用調整」するとしても、両者の関係は対等なものとはなりえないであろう。

既成事実化する「集団的自衛権」

05年12月10日の「内閣官房長官談話」⁸は、次のように述べた。「集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、

システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。」

しかし、早期警戒情報は前記のように米国に独占されている。06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験の際にも、米国は偵察衛星によって発射の兆候も瞬間も捕らえており、日本はもっぱら米国情報を受け取るのみであった。仮に北朝鮮のミサイルを想定するならば日本がMDを発動させる「主体的判断」に許された時間はごくわずかしかない。言い換えれば、日本に向けて飛来するミサイルが、「結果として」米国に向かうものであったとしても、日本は迎撃するという方針に立たない限り、日本のMDは有効に機能しえない。そこで障害となるのが「集団的自衛権行使」を禁止した憲法解釈である。

安倍前首相の提唱で07年4月25日に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(略称「安保法制懇」)座長:柳井俊二。初会合は5月18日⁹の目的の一つは、この要請にこたえ、「集団的自衛権行使」の合憲化を議論することであった。

MDは第3回会合(6月11日)の議題として取り上げられた。「法制懇」は特定の結論を目的とする機関ではないが、終了後の記者会見で柳井座長が報告¹⁰しているように、「集団的自衛権の行使に当るので、米国に向かうミサイルは撃ち落とすべきではないという意見」はひとつも出されなかった。一方、明文改憲論を主張する委員もいなかった。つまり、憲法解釈の変更によって集団的自衛権を行使可能とすることが、MDの「法的基盤」構築に不可欠であるというのが「法制懇」の結論であった。

この会合から3ヶ月後に、安倍前首相は退陣した。変わって政権を引き継いだ福田現首相が「集団自衛権行使」に対して慎重な姿勢を示したことで「安保法制懇」の活動も宙に浮いた形となっている。

この状態で行われた昨年12月の「迎撃実験」は、法治主義を無視した既成事実作りと呼ぶべきだろう。

日本のミサイル防衛は、二つのレベルでの分岐を内包しながら進展している。一つは法治主義と軍事的既成事実のせめぎ合いでありもう一つは「抑止による安全保障」と「協調による「地域安全保障」のどちらなのかという選択である。いずれのレベルにおいても、選択のボールを握っているのは市民である。(田巻一彦)

注

1 米ミサイル防衛庁(MDA)プレス・リリース。www.mda.mil/mdalink/pdf/07news0053.pdf

2 www.mod.go.jp/j/library/bmd/f_daijin.html

3 国防情報センター(CDI)「イージス弾道ミサイル防衛の飛行テスト」(07年6月19日更新)www.cdi.orgより検索。

4 2003年12月19日「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2003/1219seibi.html

5 www.mod.go.jp/j/news/youjin/2005/10/1029_2plus2/29_03.htm

6 第2段ロケット、赤外線シーカー、キネティック弾頭(体当たり迎撃体=KEV)、ノーズコーン。

7 「時事通信」08年1月15日。

8 www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2003/1219danwa.html

9 www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhoshou/index.html

10 9と同じ。

「ヨン様」の 向こう側に 見える 韓国社会

大学教員
李泳采さん
(イ・ヨンチェ)



韓国社会の大きな変わり目を経験した世代であると自覚しています。小学校3年生で光州事件を経験し、80年代末期、90年代の学生運動に身を投じました。民主化運動の最後の世代であり、民主化以降の新しい世代との繋ぎ役となる過渡期の世代と言えますね。

大学に入った91年、私と同じように運動に参加していた大学1年生が、戦闘警察(機動隊)に鉄パイプで殴られて死んでしまうという91年5月闘争がありました。それをきっかけに一週間に一人ずつ、約一ヶ月半で12人の大学生が抗議の焼身自殺をしたのです。「焼身の政局」と呼ばれる、そういう時代でした。なぜ大学生らが自分の命を捨てるようになったのか、今考えるとその背景には、ソ連崩壊の運動の閉塞感、87年以降も韓国社会が軍部政権の延長で完全に民主化されていないという絶望感、では未来をどうつくっていけばいいのか、等の葛藤があったように思います。「民主化」後の社会の抱える矛盾が私たちの世代の若者に背負わされていたのです。そのとき流行っていた歌が「烈士が戦士に」という歌でした。「君が生きている今日は私がいかにも生きたかったその明日」という内容のその歌は、多くの人々に「今」を生きる意味を考えさせました。今の自分のどこかにもその経験が存在している気がします。

学生運動の中でももっと勉強したい、そういう思いで日本への留学を決めました。大学で社会運動に参加していた時は、社会を民主化することで南北分断や労働問題といった韓国社会の抱える矛盾を解決に導くことができる、と考えていました。しかし、軍隊に入隊し、また復学し勉強していくにつれ、南北分断が民族の問題ではなく強大国に取り囲まれた国際的な矛盾で生じたものであり、こうした矛盾をもっと国際的な文脈で勉強していきたいと思うようになったんです。また、私たちの先輩の「386

世代(90年代に30代、80年代に大学生で学生運動に参加し、60年代生まれ)が民主化政権の中にも参加するようになったのですが、民主化への純粋な情熱はあれど、その政策力やオルタナティブな社会を創っていく力には限界があるように見えました。私の同世代では、民主化以降の民主主義を実現していくことを、必ずしも政権をとることを目的とせずに、また「国家主義」や「ナショナリズム」を乗り越えたところで、もっと地域に密着し、足元からやっていく必要がある、といった課題を感じたのです。

98年来日してまもなく、日本語の勉強を兼ねて、北海道の旭川郊外の障がい者支援施設でのボランティアを志願しました。障がい者、村の職員の人たちと生活しながら、その時初めて、ある社会における「障がい」というのはなんだろうと考えるようになりました。障がいを持つ人のなかには言葉がうまく話せない人もいますが、私もそのとき日本語がほとんどしゃべれないわけですね。言葉が話せないのが障がいであれば、私もこの社会では障がいを持っていることになる。しかし、生活を共にしながら、目を見て意思疎通をし、言葉はなくても親しくなれたんです。重要なのはお互いの心を開くことなんだ、その体験は教えてくれました。

日韓市民団体などをつなげるコーディネータのような活動をしながら、3年前から「韓流」の映画・ドラマを通じて韓国社会を学ぶという一般向け講座をやっています。映画やドラマでは、軍部独裁時代の社会での庶民の生きかた、民主化運動が生み出した生活の変化などが、劇中の家族の歴史と重なって描かれているんですよ。もちろん映画やドラマは商品化されたものかもしれませんが、日韓60年間の歴史のなかでどの政治家も歴史家も作れなかった、日韓の市民交流の新しい入り口を「韓流」が広げたのは事実です。「韓流」を通じて、韓国の家族の姿が見える。男女関係が見える。あるいは貧富格差が見える。「ヨン様」を入りに韓国社会に興味をもった方々が、それを乗り越えて韓国社会の歴史と文化まで吸収していくことを身近で体験しながら、私はそこに「韓流」のひとつの大きな可能性を見ているんです。

また、受講生の方々が、「韓流」を通じて逆に日本社会を見つめなおすようになったことは、私にとって新しい発見でした。「韓流」の受講生たちと一緒に、米軍基地の拡張問題を抱える平澤(ピョンテック)や光州を訪ね、韓国社会で市民がどのように声をあげ、権利を勝ち取ってきたのかを知る、というツアーを年1回実施しています。そうした韓国市民の姿から、日本における市民の役割についても受講生たちは深く考えるようになったと思いますね。

政府レベルの交流ではなく、日韓の一般市民がお互いを理解し、行き来を重ねて、心を開いていくような交流が重要です。「韓流」を手がかりに、国家の枠を越え、市民の顔のみえるアジア独自の文化共同体の形成に向けて、私たちは知恵を出し合っていくことができるんじゃないか、そう思っています。(談。まとめ:中村桂子、写真も)

イ・ヨンチェ

韓国・光州出身。留学生として来日、現在は恵泉女学園大学で平和・人権問題を教えている。著書に、『なるほどこれが韓国か 名言・流行語・造語で知る現代史(朝日選書)』

歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その2)

梅林宏道、大滝正明

これまでの連載

問題意識と発端 ツーレ事故とタイコンデロガ事故(285号)
デンマーク政府の決断 半独立機関に説明を委託(288号)
ハンセン文書 首相が持ち込みを暗に容認(290号)
歪む非核政策 酷似するハンセン合意と大平合意(その1)(292号)

ライシャワー・大平合意

ツーレの水爆搭載機墜落事故(1968年)がデンマークの非核政策に与えたインパクトを考察するとき、いわゆるハンセン文書が鍵となることを前回までに説明した。ハンセン文書とは、駐デンマーク米大使がグリーンランドへの核兵器配備に関してハンセン首相と会談したときに、ハンセン首相が暗黙の承認を与えた非公式メッセージである(1957年11月)。会談に同席したデンマーク外務次官が、それに手書きのタイトルや日付を書き加えて公文書として保管した。そのお陰で、非核政策の歴史を解明することを決断したデンマーク政府の方針によって、準独立研究所の報告書が作成されたとき、その全文が明らかになった(1997年)。

日本の非核政府とデンマークの非核政策の対比を考えると、ハンセン文書は大平合意を想起させる。

1963年4月4日にエドウィン・ライシャワー駐日米大使が大平正芳外務大臣を招いて会談した。ライシャワー大使の目的は、日本への核兵器の「持ち込み」に関する事前協議の解釈について日米両政府の間で食い違いがある点を正すことであった。米国側の一貫した立場は、核兵器搭載軍艦の日本寄港や領海通過は1960年の日米安保条約改訂に伴う交換公文(岸・ハーター交換公文)において合意した事前協議の対象となる核兵器の「イントロダクション」には含まれないということであった。ライシャワーは、このことが秘密の協議記録に明記されていることを大平外務大臣に示し説明した。そして、大平外務大臣はそれに納得し、完全に意見の一致をみたと、ライシャワー大使は理解した¹。

この会談の内容は、同日にライシャワー大使からラスク国務長官に宛てた長文の極秘電文として米公文書館に残っていた。電文の全文は、2000年4月に不破哲三共産党委員長が国会報告会で配布している。大平外務大臣と意見の一致があったことを、電文は次のように述べている。

「我が国の艦船上に核兵器が存在するかどうかという問題について発言することなく(発言を求められることもなく)私は秘密の協議記録の解釈に関して、合衆国の現行の解釈に完全に沿う形で彼(大平外相)と相互理解に達した。(我々の解釈も、そもそも秘密記録の存在自身も、両方とも彼にとってはニュースであった。)²

「大平の反応は素晴らしかった。彼は、自分が(おそらくは池田首相も)合衆国が「イントロデュース」という言葉を使ったときに何を意味するかを理解していなかったことを認めた。しかし、彼はそれを知っても狼狽しなかった。彼は、我が国の艦船上にお

る核兵器の存在に関して肯定も否定もしない、そして同時に、合衆国は条約の文言を遵守することを強調するという我々のやり方に完全に満足しているように見えた。彼は、日本の発表の仕方を急に「訂正」したり、明確に変更したりすることは、この問題にいたずらな関心を喚起することになるだけであるという点で私と同意見であった。³

空母ミッドウェーの核付き母港

このようにして、1963年の時点で日本政府は、核兵器の寄港や一時通過を明確に容認した。それ以後、核兵器の持ち込み問題に関して、日本政府は自覚的にこの立場で運用したと考えるべきであろうが、確証はない。少なくとも、9年後の1972年における空母ミッドウェーの横須賀母港に関する交渉において、大平・ライシャワー合意は外務省において意識されていた。その経緯については、本誌でも詳述した通りである⁴。

母港化は「核兵器の配置<ステーション>」ではなく、「頻繁な寄港」に過ぎず、大平・ライシャワー合意から外れた新しい事態ではないと、当時のジョンソン国務次官は当時も外務大臣であった大平正芳外務大臣当人を説得した。ホルルルのクイリマ・ホテルで行われた会談の「会談覚書(72年8月31日)」は次のように記録している。

「1963年大平外務大臣のライシャワー大使との協議に関する限り私は状況の変化はまったくないと考えます。日本に船を配置(station)しようとしているのではないのです。家族がそこにいて、前より頻りに寄港するだけの話なのです。⁵

ジョンソンはこの場で大平の合意を求めず、同席した大河原良雄駐米公使が問題を引き継いだ。大河原は本国に帰任し外務省アメリカ局長に着任する予定であったからである。そして、72年10月13日、シュースミス駐日米公使が外務省を訪れ大河原らと会談した。その会談の結果をインガソル駐日大使は極秘電報でロジャース国務長官に次のように伝えている。

「駐日米公使が指摘した1963年協議に関して、大河原は、米政府はどのように理解しているのかと質問した。公使は、一時通過の艦船は日本政府との事前協議が必要な状況を生じさせないと米政府は考えている、と回答した。大河原は問題をそれ以上追及しなかった。」



日本政府が核付き母港化を黙認したことを告げるインガソル駐日米大使の国務長官宛極秘電報(72年10月16日)

「外務省の代表は1963年の大平・ライシャワー会談問題には軽く触れただけであり、日本政府は基本的に米政府の要求を受け入れる姿勢であることを示した。⁶」

このように、大平・ライシャワー合意を引用しつつ米政府は空母ミッドウェーの核付き母港化を求め、日本政府は黙認したのである。

しかし、日本政府側において、現在までのところ1960年の「秘密の協議記録」、1963年の「大平合意」、1972年の「核付き母港の合意」を示す公文書は明らかになっていない。前2者に関しては、日本の情報公開法に基づく朝日新聞の開示請求に対して「保有していない」として文書の不存在の回答があった⁷。最後の文書に関しては、梅林宏道の請求に対してシュースミス・大河原会談に関して1972年10月14日付「横須賀に関連する諸問題」という文書が特定されたが、内容は非公開であり、核問題が記述されているか否かも明らかではない。

よく知られているように、日本政府は繰り返し秘密合意の存在を否定している。そして、これらの合意が大平以後の歴代の日本政府に伝達、継承されているかという点に関して、検証する手段が残念ながら今のところ存在しない。恥ずかしいことであるが、日本政府と背後の官僚制度の無責任さを考えると、伝承しないことがありそうに思われるし、本論が着目している「社会的知力」の未熟さが、そのような状態を許している側面がある。

タイコンデロガ事件の追及

米国の空母タイコンデロガ号上の攻撃機A4スカイホークが、ベトナムでの北爆から横須賀に向かう帰途に水爆を搭載したままパイロットもとも甲板から落下し、水没した事故が起こったのは、1965年12月であった。しかし、グリーンピースの研究者らが、事故の場所が沖永良部島の東方130kmであったこと、また事故後タイコンデロガ号は横須賀に直行したことを暴露したのは1989年5月8日であった。すなわち、事故が公になった時点において、日本政府内部でライシャワー・大平合意がどの程度意識的に継承されていたかは不明である。

グリーンピースらの暴露は5月8日の夕刊からマスメディアに大きく報道された。地元沖縄ではどっけ重大な関心事となった。危険性（爆発や環境汚染）が最初の主たる話題であったが、同時に核兵器の持ち込み問題も焦点となった。この時期すでに、持ち込み問題は、1984年に核弾頭つき巡航ミサイル・トマホークの米艦船上への配備が始まり、その日本への寄港に関連して継続的な争点となっていた。しかし、タイコンデロガ事件は、トマホーク搭載艦による核持ち込み疑惑と比較するとき、ほとんど物証に近い形での持ち込みを立証する事例であった。

水爆1個を水没させた後、他の軍艦と接触することなくタイコンデロガ号が横須賀に帰港したことを示す航海日誌の記述は、核兵器の持ち込みがなかったとする主張と両立するためには、次のような荒唐無稽な説明をするしか仕方がなかったのである。すなわち、空母にはただ1個の核兵器が載っていただけであり、たまたまそれを搭載した航空機が落下事故を起こした。したがって横須賀に寄港した空母には核兵器は載っていなかった。これ自身荒唐無稽であるが、目撃水兵の証言した事故発生当時の訓練の状況を加味すると、これは成り立たない説明であった。

タイコンデロガ事件についての議論は開会中の国会で直ちに始まった。当然ながら、大平・ライシャワー合意が、どのように論じられた、あるいは論じられなかったかが、ここでの中心関心事で

ある。しかし、航海日誌などの公文書に関して政府や議会がどのような議論を展開したかというテーマも本論全体にとってはもう一つの重要な関心事である。後者については紙面の都合上次回で論じることにする。

国会議論は5月10日の参議院予算委員会から始まった。核兵器持ち込み問題に関する政府の比較的整理された答弁が登場する部分を引用しよう。

「...いわゆる核の持ち込みにつきましては、艦船によるものも含めて安全保障条約及びその関連取り決めに基づいて事前協議の主題となり、もしこれが主題となった場合には、我が国はこれに対してノーと言うことを公にしているわけであり、このことは米国の最高首脳が篤と認識しているわけで...今までそのようなことがなかったということをもって、我が国に対する核の持ち込みというものはなかったということについて何ら疑いはないと思っております。（黒柳明議員（公明）に対する有馬龍夫外務省北米局長の答弁。89年5月11日、参議院予算委員会）

この答弁に続いて、首相もそれを確認した。

「...日米の信頼関係があってこそ安全保障条約というもの成り立っており、そこにこの事前協議というものが、条項がある限りにおいて私どもはそういうことではないと信じていくという方針であります。（黒柳明議員（公明）に対する竹下登総理大臣の答弁。89年5月11日、参議院予算委員会）

同様な答弁は何度も繰り返された。

「...核の持ち込み等々がある場合には、これはもう事前協議の対象でございますから、しかも米国からその事前協議は発議することでございます。なければ持ち込まれておらないということに対して疑いを要せず、もし事前協議あらば三原則に基づいてこれを断固として断る、これが我が国の姿勢でございます。」（大浜方栄議員（自民）に対する宇野宗佑外務大臣の答弁。89年5月12日、参議院予算委員会）

「...米国は、はっきりと日米安保条約に基づいて、もし核を搭載している艦船等々が日本に入る場合には事前協議に付したく思います、ただしそれは米国から発議をする問題でございます、そういうふうに昔から言っております。（千葉景子議員（社会）に対する宇野宗佑外務大臣の答弁。89年5月15日、参議院予算委員会）

一連の議論を精読したとき、「艦船の寄港は事前協議による『持ち込み』の対象ではない」という大平合意の内容は、もはや日本政府内部に存在していなかったと考えるのが順当であろう。政府は総理大臣、外務大臣、トップ官僚のいずれもが、「持ち込み」を米国の〈イントロダクション〉の訳語として使いながら答弁するのではなく、わざわざ、核搭載軍艦の寄港を含めて事前協議の対象であると繰り返し主張しているのである。しかし、この点の解明は日本の「社会的知力」を問う問題として、今後に残されていると考えるべきであろう。

注

1 この会談の様子は中馬清福さんが著書に紹介している。中馬清福「密約外交」（文春新書、2002年）

2 訳は本論の筆者。

3 同上。

4 経過は、梅林宏道「在日米軍」（岩波新書、2002年）に要約されている。

5 梅林宏道「民は之を知らしむべからず」本誌第150号（2001年11月1日）

6 同上。

7 「核密約文書」不存在」（「朝日新聞」2001年6月10日）

日誌

2008.1.21~2.5

作成:塚田晋一郎、水熊克哉

CTBT=包括的核実験禁止条約 / EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / IISS=国際戦略研究所 / NATO=北大西洋条約機構 / PAC3=改良型パトリオット3 / PCB=ポリ塩化ビフェニール / UAE=アラブ首長国連邦 / UNDP=国連開発計画

1月21日 ジュネーブ軍縮会議、第一会期が開幕。

1月21日 ブラウン英首相、インドでの演説で核問題に言及。(本号参照)

1月21日付 UAE、民生用核開発に着手する政策文書を国連安全保障理事会常任理事国とAEAに提出することが明らかに。

1月22日 米英仏中露独の6か国外相、ベルリンで協議。イランへの制裁強化を含めた新決議案を安保理に提出することに合意。

1月22日 デーリー米國務省テロ対策調整官、北朝鮮がテロ支援国家指定解除の条件を満たしていると言及。

1月23日 スイス、ダボスで世界経済フォーラムが開幕。26日には福田首相も演説。27日まで。

1月23日 米上院調査小委員会、北朝鮮がUN DPIによる事業を利用したとする報告書を公表。

1月25日 ロシア下院、ミサイル攻撃にたいする早期警戒システムを整備するウクライナとの政府間協定を破棄する法案を可決。

1月25日 パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ」の発射実験に成功したことを発表。

1月26日 サルコジ仏大統領、25日から訪問中のインドと、民生用原子力協定の交渉で妥結。

1月28日 ロシアの原子力関連企業「アトムストロイエクスポート」、先月16日に始めたイランへの核燃料供給の完了を発表。

1月28日 EUの外相会議。チャド東部と中央アフリカ共和国に3500人規模の平和維持活動部隊を派遣することを決定。

1月28日 ブッシュ米大統領、連邦会議両院合同本会議で最後の一般教書演説。停滞中の北朝鮮核問題について言及せず。

1月29日 コロンビア、CTBTの批准書を国連に寄託。(本号参照)

1月30日 防衛省、PAC3を武山分屯基地に配備。人間基地、習志野分屯基地につぎ3か所目。

2月1日 パキスタン軍、中距離弾道ミサイル「ハトフ」の発射実験に成功したことを発表。

2月1日 ドイツ、米によるNATO加盟国へのアフガニスタン戦闘地域派兵要請を拒否。

2月1日 米仏日、ナトリウムを冷却材に使った

参加議員が一部変わりました

ピースデポ発足10周年記念シンポジウム

「北東アジア非核兵器地帯の可能性」

2月23日(土)午後2時~6時(1時半開場)
有楽町朝日スクエア(有楽町マリオン11階)
JR有楽町駅、東京メトロ銀座駅すぐ

主催:ピースデポ、後援:日本平和学会
資料代:1000円、学生500円
(事前申込不要)

第1部:基調講演

佐々木 寛(新潟国際情報大学)/梅林宏道(ピースデポ)

第2部:議員フォーラム

猪口邦子(自由民主党)/平岡秀夫(民主党)/赤松正雄(公明党)/

井上哲士(日本共産党)/阿部知子(社会民主党)

第3部:市民フォーラム「市民・自治体の役割」

上原公子(前国立市長)/田中熙巳(日本被団協)/丸山善弘(生活

協同組合コープかながわ)

.....

翌24日は総会です。誰でも参加できます。2月24日(日)午前10時~午後1時
全水道会館・中会議室(JR水道橋駅東口徒歩2分、都営地下鉄三田線水道橋駅A1出口徒歩1分)

高速炉の研究開発および実用化にむけて協力することで合意。

2月4日 イラン国営放送、自国が独自に開発したロケットの打ち上げを放映。最初の宇宙開発拠点モヘラン郊外に近く完成へ。

2月4日 ブッシュ米大統領09年会計年度の予算教書を議会に提出。08年度の財政赤字が07年度の倍以上になる見込を示す。

2月5日 英国のIISS、年次報告書「ミラリ・バランス2008」を発表。ロシア海軍の太平洋艦隊は潜水艦を8隻増強。

沖縄

1月21日 沖縄市議会、F15の全面撤退を求めた決議を全会一致で可決。

1月21日 県、沖縄防衛局にアクセス方法書の書き直し要求を明記した知事意見を提出。防衛省に配慮し、事前調査の中止は要求せず。

1月22日 石破防衛相、知事意見提出を受け、普天間代替施設の問題を本調査2月実施の「方針は変わらない」と発言。

1月23日 読谷村議会、嘉手納基地で行われた即応訓練に対し全面禁止要求決議を全会一致で可決。

1月24日 日米両政府、遅延している嘉手納ラブコン(本島周辺空域航空管制システム)の返還を2010年3月までと合意。

1月24日 日米両政府、ギンバル訓練場全面返還を合意。返還面積は60ha。

1月24日 ジュゴン訴訟でサンフランシスコ地裁が、米国防総省は米文化財保護法違反に当たると、影響調査を求める判決を下す。

1月25日 高村外相とシーファー駐日米大使、4月から発効する思いやり予算に関する新たな特

別協定に署名。期間は3年。

1月26日付 在日米軍が日本国内の日本製のPCB含有物質を2月に海路で米本土へ搬出すると判明。

1月29日 佐世保基地所属の強襲揚陸艦エセックスなど3隻がホワイトビーチに寄港、物資の積み込みが確認される。

1月29日 政府、嘉手納飛行場の騒音防止協定の抜本的見直しについて、「新たな制限を課すことは困難」とする答弁書を決定。

1月31日 普天間爆音訴訟が結審。提訴から5年3ヶ月。判決は6月29日。

1月31日付 陸自「中央即応集団」の20人が県内で米軍実戦訓練の研修していることが発覚。米軍訓練の研修は創設以来初めて。

2月2日 F15D戦闘機がハワイ沖で訓練中に墜落。嘉手納基地にも同型機がある。

2月5日 嘉手納基地のF15Dが訓練。

今号の略語

(B)MD=(弾道ミサイル)防衛
CD=ジュネーブ軍縮会議
CTBT=包括的核実験禁止条約
FMCT=核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
KEV=体当たり迎撃体
MDA=(米)ミサイル防衛庁
NPT=核不拡散条約
PAC3=改良型パトリオット3
SM3=スタンダード・ミサイル3

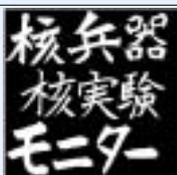
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 大滝正明 塚田晋一郎 津留佐和子 中村和子 華房孝年 梅林宏道